

## 宿泊型学習支援事業実施要領

### 1 事業の目的

高知県の豊かな森林環境を子どもたちに気付かせ、自然体験活動や集団での活動を通じて子どもたちの生きる力を育むための森林環境学習や宿泊体験活動を行う市町村、市町村教育委員会若しくは一部事務組合（以下「市町村等」という。）又はこれまでに青少年の健全な育成を目的とする活動を行っている県内に事務所等を置くNPO法人、社会福祉法人、青少教育団体等（以下「民間団体」という。）の取り組みを支援する。

### 2 事業の内容

(1) 市町村等が学校行事として実施する小中学校等における2泊3日以上宿泊を伴う体験活動（以下「宿泊型学習支援事業（学校行事）」という。）に要する経費を支援する。

- ①市町村等は、宿泊型学習支援事業（学校行事）を実施する学校（以下「学校」という。）を選定する。
- ②学校は、森林に関する講義や体験活動を含む連続した2泊3日以上宿泊を伴う体験活動を実施する。
- ③学校は、本事業実施前後の児童生徒の意識の変容についてアンケート調査等を行い、本事業による成果を把握する。

(2) 民間団体又は市町村等が概ね高校生以下の児童生徒を対象に実施する1泊2日以上宿泊を伴う体験活動（以下「宿泊型学習支援事業（学校行事以外）」に要する経費を支援する。

- ①民間団体又は市町村等は、本事業を実施する際に参加者を広く募集するとともに、森林に関する講義や体験活動を含む1泊2日以上宿泊を伴う体験活動を実施する。
- ②民間団体又は市町村等は、体験活動の指導者の招聘やボランティアの募集を行うなど事業の目的に沿った質の高い体験活動の提供及び安全面への十分な配慮を行うものとする。
- ③民間団体又は市町村等は、本事業の実施後に参加者の満足度を問うアンケート調査等を行い、本事業による成果や参加者が求める自然体験活動についてのニーズを把握する。

### 3 交付申請書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村等又は民間団体は、公益社団法人高知県森と緑の会山の学習支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条

に定める交付申請書に以下の関係書類を添付して、本事業を開始する前に提出するものとする。

(1) 宿泊型学習支援事業（学校行事）

- ・事業計画書（第1号様式 別紙1の1）
- ・事業計画書の積算内訳書（第1号様式 別紙3の1）
- ・収支予算書（第1号様式 別紙4）
- ・県税の滞納がないことを証明する書類 ※市町村等は不要  
県税の滞納がない旨を証明する納税証明書  
納税の義務がない旨の申立書（第1号様式 別紙6）
- ・県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明する書類 ※市町村等は不要  
誓約書兼同意書（別紙7）
- ・市町村等費（自己負担金）の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類  
申立書（第1号様式 別紙8）

(2) 宿泊型学習支援事業（学校行事以外）

- ・宿泊型学習支援事業（学校行事以外）個別事業計画書  
（第1号様式 別紙2の1）
- ・事業計画書の積算内訳書（第1号様式 別紙3の1）
- ・収支予算書（第1号様式 別紙4）
- ・団体の概要（第1号様式 別紙5） ※市町村等は不要
- ・県税の滞納がないことを証明する書類 ※市町村等は不要  
県税の滞納がない旨を証明する納税証明書  
納税の義務がない旨の申立書（第1号様式 別紙6）
- ・県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明する書類 ※市町村等は不要  
誓約書兼同意書（別紙7）
- ・市町村等費（自己負担金）の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類  
申立書（第1号様式 別紙8）

併せて、本事業の実施にあたっては、事故や怪我、災害等の緊急時に児童生徒等参加者の安全を確保するための危機管理マニュアル（野外活動に対応している内容であれば、学校や各団体で作成している危機管理マニュアル等で可）を提出すること。

#### 4 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村等又は民間団体は、交付要綱第9条に定める実績報告書に以下の関係書類を添付して、本事業が完了した日から30日以内に提出するものとする。

##### (1) 宿泊型学習支援事業（学校行事）

- ・収支決算書（第3号様式 別紙2）
- ・活動報告書（第3号様式 別紙4）
- ・活動報告書の積算内訳書（第3号様式 別紙7）

##### (2) 宿泊型学習支援事業（学校行事以外）

- ・収支決算書（第3号様式 別紙2）
- ・活動個別事例報告（第3号様式 別紙6）
- ・活動報告書の積算内訳書（第3号様式 別紙7）

なお、活動報告書（第3号様式 別紙4）および活動個別事例報告（第3号様式 別紙6）には、実施状況のわかる写真やアンケート調査結果等を記載した書類（任意様式）を添付することとする。

また、活動報告書の積算内訳書（第3号様式 別紙7）には、支出の根拠となる領収書等の写しを添付することとする。

#### 5 費用

##### (1) 補助対象経費

上記2の要件を満たす市町村等又は民間団体が実施する事業に対して補助するものとし、補助対象経費の取扱いについては以下のとおりとする。なお、取扱いに際しては市町村等及び民間団体が負担する本事業に係る他の経費と明確に区分しておくこと。

また、本事業においては、交付決定日以前に発生した経費および活動中の食費・食料費、鉄道・航空機での移動に係る経費は補助対象外とする。ただし、市町村等が学校行事として実施する2泊3日以上宿泊型学習支援事業（学校行事）において、活動期間中に必要な食費について市町村等が就学援助家庭の児童・生徒やその他特別な事情により支援が必要と認められる児童・生徒に補助を行う場合は、「宿泊型学習利用促進事業実施要領」の定めるところにより取り扱う。

- ・賃金（体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネーター等を行う人材への賃金。）
- ・報償費（体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネーター等を行う人

材への謝金等。)

- ・旅費（事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機による移動に係る経費は除く。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。）
- ・需用費（体験活動に必要な材料や資材・用具などの消耗品の購入費、印刷物の印刷製本費、燃料費等とし、食糧費及び賄材料費は除く。）
- ・役務費（当該活動のため新規で加入する傷害保険料、体験活動にあたり支払う体験料や手数料等。）
- ・委託料（体験活動に必要なプログラムを実施するための委託料。）
- ・使用料及び賃借料（バス借上料、施設入館料等）

## 6 その他留意事項

災害その他、天候不順等により体験活動の日程が変更になる見込みとなった場合には、当該見込みが明らかになった時点で直ちに補助事業者である公益社団法人高知県森と緑の会（以下「補助事業者」という。）と協議を行うものとする。

補助金の交付を受けようとする事業が、災害その他、天候不順等により宿泊をともなわない事業になる場合には、速やかに補助事業者に連絡、協議のうえ、交付要綱第8条第2項により手続を行うものとする。

## 附則

この実施要領は令和6年4月5日から施行する。